

4月から

こころ変わります

注目情報

1



乳幼児等福祉医療費の給付対象を中学生まで拡大します。

子

子どもの医療費に掛かる家庭の負担を軽減し、子育てがしやすい環境を整えるため、今まで小学校就学前まで該当していた乳幼児等福祉医療費の給付対象者を、4月からは、中学校卒業まで拡大します。

小学2年生～小学3年生は申請が必要です

小学2年生から小学3年生の人は、3月末に「福祉医療費受給者証交付申請書」をお送りします。手続きがお済みでない場合は、お早めに交付申請書、保険証、振込先口座通帳、印鑑を持参して、お住まいの地域の総合支所

福祉係窓口で交付申請手続きをしてください。なお、0歳～小学1年生までの人は中学校卒業まで延長された新しい受給者証を3月末にお送りしていますのでご確認ください。

窓口で受給者証を提示

▽**県内の医療機関の場合** 医療機関の窓口で必ず受給者証を提示してください。給付金の支給申請は必要ありません。原則、受診3カ月後の第4水曜日に給付金が口座振り込みされます。(振り込み通知はありません)

▽**県外の医療機関の場合** 給付金の支給申請が必要です。支給申請書に領収書を添付するか、支給申請書の証明欄に受診した医療機関で証明を受け、お近くの総合支所福祉係窓口申請してください。

※領収書は、受診者名と保険適用分の内容が確認できるもので、受診から1年以内に限ります。

保険適用分が該当

▽**対象** 保険適用分の医療費
歯科、薬局(院外処方箋による薬代)、訪問看護療養費も対象となります。
▽**対象外** 保険が適用にならないもの。(病衣代、容器代、文書料等)

異動が生じたら即届け出を

住所や健康保険、口座などが変更になった場合は、各総合支所福祉係窓口へすみやかに届け出をしてください。
▽各総合支所内市民福祉課福祉係または社会福祉課福祉総務係
TEL:1622 FAX:81・0703

入院時の食事療養費など。1カ月500円までは自己負担
高額療養費や付加給付の支給がある場合は、その額は差し引かれます。また、1つの医療機関につき、1カ月500円までは、自己負担分として差し引かれます。

◎すべての所得階層で保育料を引き下げます。

保 育世帯の負担を軽減し、子育てしやすい安曇野市とするため、市内保育園の保育料の一部を4月から変更します。変更は、周辺市町村の保育事情や保育料の実態を考慮し、最大で約34%の減額をしました。さらに、階層区分をより細分化することにより、家庭の所得に応じた保育料となっています。また、国の徴収基準の見直しに伴って、高額所得者層の階層区分の創設を新たに行いました。

詳しくは下記へお問い合わせください。
問 児童保育課保育係 (TEL:81・0728 FAX:81・0703)

●月額保育料の対比表をご覧ください。(新設・変更は青文字で表記)

税額による世帯の階層区分		月額保育料					
		3歳未満児		3歳児		4歳児以上	
		変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
第1	生活保護法による被保護世帯および中国残留邦人などの円滑な帰国の促進および永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円		0円		0円	
第2	第1階層を除き、前年分の所得税非課税世帯で市町村民税が非課税世帯	7,600円	5,000円	5,200円	4,000円	5,200円	4,000円
第3	第1階層を除き、前年分の所得税非課税世帯で市町村民税が課税世帯	16,800円	13,000円	14,000円	10,000円	14,000円	10,000円
第4	第1階層を除き前年分の所得税課税世帯で前年分の所得の額が右の区分に該当する世帯	40,000円未満	10,000円未満	27,200円	18,000円	23,800円	15,000円
第5		10,000円以上40,000円未満	24,000円	23,800円	21,000円	23,800円	21,000円
第6		40,000円以上103,000円未満	37,000円	32,700円	26,000円	27,600円	25,000円
第7		103,000円未満	39,000円	32,700円	27,000円	27,600円	26,000円
第8		103,000円以上413,000円未満	56,700円	50,000円	33,300円	28,000円	27,600円
第9	413,000円以上	413,000円以上734,000円未満	54,000円	33,800円	28,800円	27,600円	27,600円
第10		734,000円以上	56,000円	33,800円	29,800円	27,600円	27,600円

●保育料が軽減される場合があります。

第2または第3の階層に認定された世帯のうち、次の(1)～(3)のいずれかに該当する世帯の保育料が軽減されます。

- 母子および寡婦福祉法に規定する、配偶者のいない女子で、現に児童を扶養している者の世帯およびこれに準ずる父子家庭の世帯
- 次のア～エに該当する者を有する世帯
 - 身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 療育手帳の交付を受けた者
 - 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - 特別児童扶養手当の支給対象児童または障害基礎年金の受給者
- 生活保護法に定める要保護者など市長が認めた世帯

区分	月額保育料					
	3歳未満児		3歳児		4歳児以上	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
第2	0円		0円		0円	
第3	15,800円	12,000円	13,000円	9,000円	13,000円	9,000円

また現状のとおり、1世帯から2人以上入所している場合は、2子目が半額、3子目以降は無料となります。

